

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成 14 年、北朝鮮は拉致を認めて 5 人の被害者を返した。しかし、その時以降、5 人の被害者の家族の帰還以外まったく進展はない。北朝鮮の地でわが国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も 10 年が経過した。

政府は現在、17 人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者をふくむ多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている。

平成 18 年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

拉致問題は重大な主権侵害でありかつ許し難い人権侵害であることは言うまでもなく、北朝鮮の不誠実な対応は、我が国の尊厳を著しく損なうとともに、拉致被害者の心情をもてあそぶものであり、強い憤りを禁じ得ない。

よって、本市議会は国に対し、今年を勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 22 日

貝 塚 市 議 会